

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和十三年三月二十五日

衆議院議長 小山松壽



内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

衆議院書記官長 田口弼



意見書

(請願特別報告第四四五號)

請願文書表第八二七號

孝道振作ヲ目的トスル國祭日制定ノ請願 東京市豊島區目白町三丁目三千六百二十

五番地川崎巳之太郎外一名呈出(紹介議員川崎巳之太郎君)

右請願ノ要旨ハ忠孝ノ道ハ肇國ノ初ヨリ累代相傳ヘテ渝ラス教育勅語ニモ國體ノ精華ト宣シ給ヘル所以ニシテ孝道ヲ疎カニシテハ國體明徴竝家族制度ノ充實ハ期シ難シト信ス然ルニ近時ノ世相ハ之ニ副ハサルモノアリ孝道萎微シ忠道ト伍進シ難キ觀アルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘス依テ盂蘭盆等適當ノ日ヲ選ヒ孝道振作ノ爲ノ國祭日ヲ制定シ全國民ニ孝道ヲ鼓吹セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也



昭和十三年三月二十五日

衆議院議長 小山松壽



内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

衆議院書記官長 田口弼



二

意見書

請願文書表第八二六號

(請願特別報告第四五五號)

157

闘鶏嚴禁主義緩和ニ關スル請願 茨城縣久慈郡太田町二千六百六十八番地商業長山

清太郎外六名呈出(紹介議員川崎巳之太郎君)

右請願ノ要旨ハ闘鶏ニ對スル取締方針ハ府縣ニ依リ異ナルモ馬産改良ノ爲競馬ヲ獎勵シ居ル今日勇戰奮闘斃レテ後止ム古武士ノ風格アリ懦夫ヲシテ起タシムルノ慨アル闘鶏ヲ嚴禁スルハ養鶏獎勵ノ見地ヨリスルモ將又農山漁村ニ娛樂ヲ與フル點ヨリスルモ當ヲ得タルモノニ非スト信ス依テ政府ハ全國若干府縣ノ採レル闘鶏嚴禁主義ハ之ヲ緩和セシムルノ途ヲ講セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也